



令和3年度 高齢運転者交通安全対策事業補助金

現在、自家用車をお持ちの75歳以上の方が
後付けの『急発進等抑制装置』を取り付ける際の
設置費に対して補助金を交付します。



※装置の取り付けには、下記の要件にご留意ください。

<p>補助金を交付できる方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瑞浪市に住所を有する方 ・ 75歳以上の方(昭和22年4月1日以前に生まれた方) ・ 自家用自動車を運転できる有効期限内の運転免許証を保有している方 ・ 自動車税及び軽自動車税並びに市税を滞納していない方
<p>主な補助対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)までの間に</u>、(一社)次世代自動車振興センターの認定を受けた後付け装置販売・取付け店舗等の者が、自家用自動車に後付け急発進等抑制装置の設置を行うとともに、その事業者から装置の使用上の説明等を受けていること。 ・ 自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄または「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている氏名と運転免許証に記載されている氏名が同一であること。 ・ 転売を目的として後付けの急発進等抑制装置を設置しないこと。
<p>補助対象装置</p>	<p>国土交通省が認定した後付けの急発進等抑制装置としての機能を有する装置</p>

※その他、要件がありますので、詳細等については、お問い合わせください。

■補助金の額 上限 10,000円 〈1人1台、1回限り〉

※補助対象経費(装置の購入及び設置に要した経費で、国補助金及び設置の際に行った故障箇所の修理・改良費を除く)の2分の1以内の額

■必要書類

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 運転免許証(氏名変更または住所変更がある場合は、裏面を含む。)の写し
- ③ 後付けの急発進等抑制装置を設置する自家用自動車の自動車検査証の写し
- ④ 認定を受けた後付けの急発進等抑制装置の購入及び設置に要した経費の内訳が確認できる書類(領収書、整備明細書等)の写し

■申請期間 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで

■問合せ先■

瑞浪市役所 生活安全課 防災安全推進係

〒509-6195 瑞浪市上平町1-1

電話：0572-68-9895 FAX：0572-68-2240

補助金の申請から交付までの流れ

1. 急発進等抑制装置の設置 (令和3年4月1日(木)以降)

販売・取付け店舗等で相談、急発進等抑制装置の購入及び設置

- ◆装置が設置可能な車種であるかの確認
- ◆設置作業予定日の確認
- ◆装置の設置 → 使用上の説明を受ける → 設置費の支払い

2. 補助金の申請 (令和4年3月31日(木)必着)

次の書類を市役所生活安全課にご提出ください。

①補助金交付申請書兼実績報告書

※市役所生活安全課・各コミュニティーセンター窓口または市ホームページで入手可能です。

※申請書裏面の「誓約事項」も必ず確認の上、署名をしてください。

②運転免許証 (氏名変更または住所変更がある場合は、裏面を含む。) の写し

③後付けの急発進等抑制装置を設置する自家用自動車の自動車検査証の写し

④後付けの急発進等抑制装置の購入及び設置に要した経費の内訳が確認できる書類 (領収書・整備明細書等) の写し

3. 交付決定の通知 (市 → 申請者)

申請書などの書類審査後、交付決定通知を郵送します。

4. 補助金の請求 (申請者 → 市)

請求書に必要事項を記入の上、市役所生活安全課にご提出ください。

5. 補助金の支払い

申請者名義の口座に振り込みます。

詳しくは、お気軽にお問い合わせください。

